

## 事前評価調書

I 事業概要																																																		
事業名	街路事業（現道拡幅）																																																	
地区名	東三河都市計画道路 3・4・18号小松原街道線																																																	
事業箇所	豊橋市曙町地内始め																																																	
事業のあらまし	<p>本路線は、豊橋市の中心市街地と市の南部を結ぶ主要な南北軸であり、一般県道豊橋環状線から主要地方道東三河環状線と交差し国道23号（名豊道路）まで至る幹線道路であり、北から順に県が整備を進めている路線である。市の都市計画マスタープランでも、交通渋滞や沿道環境を改善するため、整備を推進していく道路として位置付けられている。</p> <p>本路線の起点である一般県道豊橋環状線との交差部から中心市街地の外周を形成している主要地方道東三河環状線までの区間のうち未整備である当該事業区間は、歩道がなく歩行者や自転車等の安全性が確保されていないため交通の円滑化が図られていない状況である。</p> <p>そのため、現道を拡幅し自転車歩行者道を設置することで歩行者等の安全性向上と交通の円滑化を図り沿道環境の改善に寄与するものである。</p>																																																	
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■自動車交通の円滑化</li> <li>■歩行者等の安全性向上</li> </ul> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>																																																	
事業費	事業費		内訳																																															
	13.0億円		□工事費 2.0億円、□用補費 10.0億円、□その他 1.0億円																																															
事業期間	採択予定年度	平成27年度	着工予定年度	平成27年度	完成予定年度	平成33年度																																												
事業内容	道路改築 （L=700m、W=20m、車線数2）																																																	
II 評価																																																		
① 事業の必要性	1) 必要性	道路幅が狭く歩道がないため、歩行者等の安全性の確保や交通の円滑化が図られていない。そのため、自転車歩行者道の整備が必要である。																																																
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																															
② 事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td colspan="4">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">←→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="5">9.0</td> <td colspan="2">4.0</td> </tr> </tbody> </table>							H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	工種 区分	調査・設計	←→							用地補償		←→							工事						←→		事業費（億円）		9.0					4.0	
			H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33																																									
工種 区分	調査・設計	←→																																																
	用地補償		←→																																															
	工事						←→																																											
事業費（億円）		9.0					4.0																																											
2) 地元の合意形成	地元である豊橋市から早期整備の要望を受けていることから、地元との合意形成は図られている。																																																	
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。																																																
理由	当該事業区間の北側は現在事業中であり、継続して整備している道路であるとともに、地元の合意形成が図られていることから、事業の実効性は高いものとする。																																																	

Ⅲ 対応方針	
妥当である	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容	
<p>■対象（事業完了後 5年目）    □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>【主な評価内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者等通行の安全性に関する地元の満足度（アンケート）</li> <li>・整備による周辺交通の変化（交通量、旅行速度）</li> </ul>	